

# 子どもに係る国民健康保険料の均等割額の減額措置の導入

## 1. 現状及び見直しの趣旨

- 国民健康保険料は、応益(均等割)と応能(所得割)に応じて設定されており、低所得世帯に対しては、均等割保険料の軽減措置(7・5・2割軽減)が講じられている。
- 子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、子どもの均等割保険料を減額する。\*  
◆本市の子どもの均等割額:年額38,100円

\*全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年6月11日公布)

## 2. 減額措置の内容

- 対象は全世帯の未就学児とする。  
・対象者数:976人(令和3年3月末時点)
- 未就学児に係る均等割保険料について、その5割を公費により減額する。  
・減額に係る費用負担割合 国1/2 都1/4 市1/4  
・本市の負担増:約450万円
- 施行時期:令和4年4月

## 3. 今後の予定

年月	内容
令和3年 7月	運営協議会に諮問
令和3年11月	運営協議会からの答申
令和3年12月	国保条例の一部改正

### 【減額のイメージ】

